

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十五年広島県規則第六十九号）（抄） 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第八（第二十一条関係） 水質関係有害物質の規制基準		別表第八（第二十一条関係） 水質関係有害物質の規制基準	
番号	水質関係有害物質の種類	番号	水質関係有害物質の種類
一五	一・一―ジクロロエチレン	一五	一・一―ジクロロエチレン
	許容限度		許容限度
	一リットルにつき一ミリグラム		一リットルにつき〇・二ミリグラム

広島県環境影響評価に関する条例施行規則（平成十一年広島県規則第二十六号）（抄）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第三条関係）		別表（第三条関係）	
事業の種類	事業の要件	事業の種類	事業の要件
一～四（略）	（略）	一～四（略）	（略）
五 条例別表 五の項に掲げる事業の種類	イ～ニ（略） ホ 出力が五、〇〇〇キロワット以上である風力発電所の設置の工事業 ヘ 出力が五、〇〇〇キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事業	五 条例別表 五の項に掲げる事業の種類	イ～ニ（略）
六～十七（略）	（略）	六～十七（略）	（略）